

(仮 称) 徳 島 鳴 門 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 及 び 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 5 月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月19日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和6年3月19日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・徳島新聞
- ・四国新聞

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報なると 2024年3月号(No.875)p.9（別紙2参照）
- ・広報いたの 2024年3月号(No.582)p.12（別紙3参照）
- ・広報東かがわ 2024年4月号(No.253)p.17（別紙4参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙5参照）

<https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・徳島県のウェブサイト（別紙6参照）
- ・香川県のウェブサイト（別紙7参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等 5 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・ 徳島県庁環境管理課 (徳島県徳島市万代町 1-1)
- ・ 鳴門市クリーンセンター (徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字浦代 105 番地 17-2)
- ・ 板野町役場 (徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2)
- ・ 香川県環境政策課 (香川県高松市番町 4-1-10)
- ・ 東かがわ市引田公民館 (香川県東かがわ市引田 513-1)

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 東急不動産株式会社 ホームページ (別紙 5 参照)
<https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 19 日(火)から令和 6 年 4 月 22 日(月)までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は 13 名であった。

(内訳)

・ 徳島県庁環境管理課	4 名
・ 鳴門市クリーンセンター	0 名
・ 板野町役場	9 名
・ 香川県環境政策課	0 名
・ 東かがわ市引田公民館	0 名
計	13 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～別紙4 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年3月26日（火）18時00分から19時40分まで
- ・ 開催場所：鳴門市うずしお会館（徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 165-10）
- ・ 来場者数：32名

- ・ 開催日時：令和6年3月27日（水）18時00分から19時20分まで
- ・ 開催場所：板野町文化の館（徳島県板野郡板野町犬伏東谷 13-1）
- ・ 来場者数：6名

- ・ 開催日時：令和6年4月4日（木）18時00分から18時45分まで
- ・ 開催場所：東かがわ市引田公民館（香川県東かがわ市引田 513-1）
- ・ 来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8、別紙9参照)

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月19日(火)から令和6年5月7日(火)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計18名の方から19通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は40件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出場所	提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
徳島県庁環境管理課	1	1	1
板野町役場	1	1	1
	1	1	1
	1	1	1
	1	1	1
	1	1	1
	1	1	1
	1	2	2
	1	1	1
郵送又はメール	1	1	10
	1	1	2
	1	1	3
	1	1	3
	1	1	1
	1	1	2
	1	1	4
	1	1	3
	1	1	2
	合計18名	合計19通	合計40件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	農業用水取水口がこの辺りにありあります。工事中及び、完成後、濁りは発生しませんか？詳細な対策工法が欲しい。 ※添付ファイル省略	取水口の情報ありがとうございます。現在はまだ方法書段階であり具体的な設計・工事計画等はこれからとなります。 今後、設計・工事計画等の検討を進める際には、ご指摘の取水口の位置を確認し、沈砂池の設置、濁水の放流の最小化等、事業実施による河川水質への影響を極力回避できる計画を策定してまいります。
2	交通に関し現場への最終進入経路はどこですか？別添ファイル2に記入お願いいたします。 ※添付ファイル省略	現時点では、詳細な位置は決まっておりません。 今後、工事計画等の検討を進めていく中で進入路を決定してまいります。
3	工事中及び、完成後の排水。瀬戸内法は問題ないですか。	本事業では、工事中、供用時に水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)で規制される有機汚濁、栄養塩類(窒素、リン)を多く含む排水を発生させることはありません。 工事期間中の水の濁りにつきましては、ヤード設置に伴い一時的に裸地が出現し、その裸地への降水による濁水が発生する恐れがありますので、沈砂池等を設置し、濁りを緩和したのちに周辺土壌に地下浸透させる計画です。その際、沈砂池排水が下流の水路等へ到達するか否かの検討を行い、必要に応じて濁水対策を検討してまいります。 施設供用時においては、裸地面積を極力小さくすることで事業実施による濁水発生の抑制に努めてまいります。
4	農業用水に谷水を利用しているため、完成後の雨水流域変化図提示してください。	風力発電機設置予定範囲による流域は、方法書223ページ(4.2-17)の図4.2-2(1)「水環境の調査位置(浮遊物質量の状況及び流れの状況)」に示したとおりです。 現在はまだ方法書段階であり、具体的な設計・工事計画等はこれからとなります。造成工事に伴う雨水の流れにつきましては沈砂池設置の検討も含めて今後検討してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	法令等制約の項目で、折野川河川の流入水質（特に濁り）の現状、施工中、施工後など変化など記載がない。	現在はまだ方法書段階であり、今後の現況調査にて水質調査を実施する予定です。 工事期間中の水の濁りにつきましては、ヤード設置に伴い一時的に裸地が出現し、その裸地への降水による濁水が発生する恐れがありますので、沈砂池等を設置し、濁りを緩和したのちに周辺土壌に地下浸透させる計画です。今後、風車の設置位置、沈砂池の位置や規模等の検討を踏まえ、沈砂池排水が下流の水路等へ到達するか否かの検討を行い、必要に応じて濁水対策を検討してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。 施設供用時においては、裸地面積を極力小さくすることで事業実施による濁水発生抑制に努めてまいります。
6	当該地上空は関空への着陸ルート、関東方面への転進点になっており、プロペラの回転による航空機のレーダーへの影響はないですか。また発電機からの電磁的ノイズの発生はないですか。	風力発電機による各種レーダーへの影響（気象庁等）につきましては今後関係機関への照会を行なってまいります。発電機からの電磁的ノイズによる航空機への影響につきましては今後、最新の知見を収集し、検討してまいります。 風力発電機の設置に当たっては航空法を遵守し、航空機の飛行の支障にならないように航空障害灯の設置等も行なってまいります。
7	折野北端にサテライト局（NHK など）があり（1 地点）信号は2 の地点（おそらく、1 地点より1800m）で受信して中継。フラッター障害など放送に影響は出ないか調査されましたか？ ※添付ファイル省略	今後、事業計画（風車位置）の検討を進めていく中で基地局との関係を確認し必要に応じて電波障害の調査を実施してまいります。 今後の現地調査で、フラッター障害を含め、現地調査と障害の予測を検討してまいります。
8	折野地区への各風向きの最大回転時、および強風停止時の周波数別騒音レベル分布図をお願いします。特に超低周波（20HZ 以下）、低周波騒音。	現在はまだ方法書段階であり、今後、具体的な事業計画（風車位置）の検討を進めていく中で、環境省のマニュアルに添って適切に予測・評価を実施し、その結果を準備書に記載してまいります。
9	売電先は、どこかの特定企業と契約しますか？	本事業で発電した電気の売電先は現在未定です。
10	鳴門市などへの自治体の申請、許可は現在時、どのくらいの進捗ですか？またその意見はどうですか。 以上ご回答宜しくお願いいたします。	現在は方法書の段階であるため、今後、具体的な事業計画の検討を行い行政手続きを進める予定です。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	・環境には、20 年後 30 年後への配慮も必要かと思われます。 物は必ず壊れるときがきます。しかし、このレポートからは、壊れたり、故障したときの環境への影響が読み取れません。廃棄には、今や多大なるお金が必要です。 環境調査は、付近住民たちをはじめ日本国民全体への経済的環境への影響も含めるべきだと思われます。 こんな巨大なものを作り、こわれたときに、どうやって解体し運び出し処分するのかを明記しなければ、次世代が廃棄問題に直面するのは、目に見えています。 東急不動産という大手企業さんが手掛けるのであれば、東急不動産という会社に日本の子孫への愛情があるのであれば、20 年後 30 年後 もっと先かかもしれません。廃棄の方法まで提示していただくのが筋かと存じます。	風力発電機の廃棄について方法書には記載しておりませんが、風力発電機の建設に当たっては、国の技術基準（構造上安全等）を満足するように設計し第三者機関の確認のうえ工事届を国に提出いたします。 また、運転開始後につきましては定期点検を行い、不定期の故障に関しましても修理等の対応を含め管理を行います。 事業を進めるに当たっては、県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施してまいります。
12	・送電線は、かなり醜いものです。そこが未定なのもいかなものかと思われます。 以上のことを鑑みて、現時点でゴーサインを出すのは、時期尚早です。 四国の山並みを汚してまで脱酸素をしても、地球全体への貢献度は 0.0001 パーセントも影響がないでしょう。四国の山をそっとしておいてほしいものです。	現状で送電線ルートにつきましては未定ではございますが、可能な限り早い時期に決定をいたしたいと考えております。 また、送電線の設置方法についてもルート検討をはじめ、地中埋設等の可能性についても検討し、地元の住民の皆様の生活への影響をできるだけ小さくするよう配慮してまいります。 再生可能エネルギーに限らず、各種の発電方法はそれぞれに課題はございますが、多様な電源を確保することが重要であると考えております。 本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。 今後も、引き続き地元の方と対話を重ね、より良い事業となるよう努めてまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、徳島県鳴門市で計画されている(仮称)徳島鳴門風力発電事業(事業者:東急不動産株式会社、最大38,700kW、基数:最大9基)の環境影響評価方法書(作成委託事業者:日本気象協会)に関する意見を述べる。 再生可能エネルギーの推進は、地球温暖化を抑制し生態系保全につながることから、当協会は早急に進める必要があると考えている。しかし、一方では、再生可能エネルギー事業を進めるにあたっては、自然環境に配慮した立地・計画が必須である。しかし、本事業は不可逆的な自然環境上の問題が生じる可能性があり、中止を前提とした計画の再考を行うべきである。以下に、その理由を述べる。 1. サシバなど猛禽類の渡りのルート上に計画すべきではない 鳴門海峡はハチクマ、ノスリ、サシバなど多数の猛禽類の、夏季の繁殖地と冬季滞在地との渡りの主要ルートとなっている。日本野鳥の会徳島県支部の調査によると、本事業予定地から約10kmの鳴門山では、毎年春季秋季合計で5,000羽を超える猛禽類の渡りが継続して観察されている。本事業予定地は、鳴門海峡の四国側最前面の山塊であるため、猛禽類が高度上昇を行う場所であると推測され、風力発電機によるバードストライクの強い懸念がある。 環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類に指定されているサシバは、日本の各地で生態系の指標種として重要な猛禽類である。そのため、サシバがバードストライクに遭遇することは、風力発電機設置場所周辺だけでなく、海外も含めた広域にわたって生態系に大きな影響をもたらすことになる。 このような広域の生態系へ影響を及ぼすような場所での事業実施は、国際的にも深刻な問題となることから事業は実施すべきではない。	ハチクマ、ノスリ、サシバ等の猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲における、猛禽類(繁殖期と非繁殖期)、渡り鳥(集中飛来時期の春季・秋季)を対象とした調査を実施し、生息・繁殖状況及び飛翔ルートの把握に努めてまいります。 また、風力発電機によるバードストライクへの影響については、現地調査結果に基づき、予測・評価を実施してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。
14	2. 鳴門市大麻町のコウノトリへの影響が懸念される 鳴門市大麻町では、2015年2月頃に環境省レッドリスト絶滅危惧 IA 類のコウノトリが飛来しており、現在も四国唯一の生息地である。2017年には兵庫県豊岡盆地周辺以外では初めて巣立ちが確認されており、現在は本州からの飛来も含めて増加傾向にある。本事業予定地にはコウノトリの生息地である水田や湿地はなく、そこからの距離も約6kmと離れている。しかし、本事業予定地が生息地と本州との間に位置することから偶発的な飛翔は否定できない距離であり、バードストライクの影響が懸念される。	鳥類調査では、対象事業実施区域及びその周囲におけるコウノトリの飛翔、生息状況の把握に努めてまいります。 また、コウノトリの飛翔及び生息・繁殖状況が対象事業実施区域及びその周囲において確認された場合、調査結果に基づき、生息・繁殖及びバードストライクの影響について予測評価を実施してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。
15	3. 計画地のほぼ全域が県立公園 本事業予定地はほぼ全域が大麻山県立自然公園である。周知のように、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30」はネイチャーポジティブ実現のための世界的目標となっている。現在、日本の陸域の保護地域は約20.5%であり、残りの約9.5%の面積を増やすために保護地域の拡張やOECMの推進が図られている。県立自然公園は、自然公園法に基づく主要な保護地域の一つであり、同公園内で大規模な開発を行うことは、ネイチャーポジティブと逆行するものであることから、当該計画は撤回すべきである。 以上	風力発電事業の開発は、主に管理用道路及びヤードの整備になりますが、大規模な樹林伐採による面的な開発ではなく、点と線による開発となります。また、管理用道路の整備も既存の道路をベースとしたものであり、周囲における樹林伐採等の生態系の影響を最小限にとどめるとともに、切土・盛土地への緑化など、事業に伴うグリーンインフラ整備にも努めることで、企業のネイチャーポジティブ経営にも反映するよう、努めてまいります。 県立自然公園内での事業であることを鑑み、関係機関と協議を行うとともに、現地調査結果等を踏まえ、事業計画を検討してまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	計画地を含む鳴門市域の阿讃山脈沿いに風力発電施設を建設すべきではありません。本事業計画についても、計画地の位置を選定し直すなど大幅な事業計画の見直しを行うべきです。 (理由) 1. 環境省が作成した風力発電における鳥類のセンシティブリティマップ（陸域版）において、計画地はサシバ等の猛禽類および夜間の渡りコースになっていることが公表され、また、そのことから計画地の多くが注意喚起レベルBに指定されています。鳥類の渡りコース上に風力発電施設を建設すると、鳥衝突（バードストライク）および障壁影響（鳥類が風車を避けて飛ぶことで飛翔や渡りコースが変化し余計な飛翔エネルギー消費を生む影響）が発生する可能性が高いため、鳥類保護の観点で考えると渡りコース上およびその周辺に風力発電施設を建設すべきではありません。	渡り鳥の調査は、日中以外にも、日の出前、日没後を調査時間に加えており、夜間の録音調査を計画しており、可能な限り、夜間も含めた渡りの飛翔状況等の把握に努めます。 また、風力発電機によるバードストライクへの影響については、現地調査結果に基づき、予測・評価を実施してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。
17	2. 生物多様性の頂点に立つ猛禽類が生態系の中で果たす役割は非常に重要です。障壁影響など渡り時期に生じる影響について、秋の渡りであれば翌年の、春の渡りであれば当年の繁殖成績に影響を及ぼすとも指摘されていることから、渡りの時期であっても猛禽類の生息に甚大な影響を及ぼす可能性がある本事業計画には、当会として賛同することはできません。	渡り鳥調査については、集中飛来時期（春季・秋季）を対象に実施し、猛禽類等の鳥類の飛翔ルート把握に努めてまいります。その結果は準備書に記載してまいります。
18	3. 環境省によるモデル事業として実施された「鳴門市における陸上風力発電のゾーニング（適地評価）」の結果において、計画地はイエローゾーン（慎重な開発検討を要する場所）を中心にオレンジゾーン（極めて慎重な開発検討を要する場所）とレッドゾーン（原則開発不可とするべき場所）を含むことから、計画地は基本的には風力発電施設を建設すべき場所ではありません。	鳴門市陸上風力ゾーニングマップ制定の主旨・経緯として、風況の優れた鳴門市において、本ゾーニングを地域の自然・社会環境に過度な負担を与えない再エネ（陸上風力）の立地可能な場所を明確にするもの、として制定されたと認識しております。ゾーニングにつきまして評価が困難な地域を除く3パターンとなっております。当計画地はその3パターンの中で「慎重な立地検討を要すべき地域（イエローゾーン）」を中心に計画を行うことで、鳴門市における自然エネルギーの普及に寄与できると考えております。 今後、動植物、生態系の現地調査を実施し、主に重要な動植物や生態系の上位種、典型種の生息・生育等の把握に努め、区域の設定にも反映させてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
19	(仮称) 徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書を拝見して意見いたします。 事業計画地域の鳴門市は、方法書に引用されているように環境省のセンシティブディマップにおいて、サンバ等のタカの渡りのコースにあることが公にされています。加えて、環境省の事業として鳴門市が実施した陸上風力発電事業の適地ゾーニングの結果、その鳴門市域のほとんどが風力発電開発に慎重であるべきとされています。そのような注意喚起があるにもかかわらず、本市域の阿讃山脈沿いに発電用風車を設置しようとするには賛同できません。 タカネットに公開されている記録を見ても、鳴門市域を春秋通算で8,000羽ものタカが渡っています。そのことの重要性を理解されているのでしょうか。 タカ類は、生物多様性の頂点に立つ、生態系にとってなくてはならない存在です。頂点に立つタカ類に悪影響を及ぼすことは、生態系を根底から崩すことになります。 ひとくちに渡りと言っても、タカの渡りは壮大であり、数千kmに及ぶ移動を毎年繰り返します。その渡りの経路に人工物を建造すると言うことは、たとえば言えば、マラソンのコース上に障害物を立てるに等しいものと言えます。春、サンバやハチクマなどは、東南アジアから日本まで、東シナ海などを飛び越えて帰って来ます。日本列島に差し掛かり、もう少しで繁殖地に届くという四国の東端で、障害物に出会い、力を失い、時間を浪費することは、その種の繁殖率を低下させ、種の絶滅に近づけることを意味します。 それだけでなく、タカの餌場を奪い、繁殖地を開発してしまっている我々人類は、タカ類にそれ以上の負荷をかけることは慎まなくてはなりません。 もう一度、鳴門市のゾーニングの資料を精査していただき、今、事業を計画している区域が、風力発電に適しているのかどうか再確認して頂きたい。ゾーニングマップのイエローゾーンは「慎重な立地検討を要すべき地域」、オレンジゾーンは「極めて慎重な立地検討を要する地域」、レッドゾーンは「原則として立地不可とすべき地域」を意味します。貴社の選んだ事業計画地は、すべてがそれら慎重な立地検討を要すべき地域であり、その中に極めて慎重な立地検討を要するべき地域に加えて、原則として立地不可とすべき地域まで含んでいます。すなわち、貴社が選んだ地域は、基本的に風力発電計画をなすべきところではないことを注意喚起している訳です。 その意味を再度考えていただき、本計画の遂行を再考して頂きたいと思います。	鳴門市陸上風力ゾーニングマップ制定の主旨・経緯として、風況の優れた鳴門市において、本ゾーニングを地域の自然・社会環境に過度な負担を与えない再エネ(陸上風力)の立地可能な場所を明確にするもの、として制定されたと認識しております。ゾーニングにつきまして評価が困難な地域を除く3パターンとなっております。当計画地はその3パターンの中で「慎重な立地検討を要すべき地域(イエローゾーン)」を中心に計画を行うことで、鳴門市における自然エネルギーの普及に寄与できると考えております。 渡り鳥調査については、集中飛来時期(春季・秋季)を対象に実施し、猛禽類等の鳥類の飛翔ルートの把握に努めてまいります。その結果は準備書に記載してまいります。 対象事業実施区域及びその周囲には、イエローゾーン(慎重な開発検討を要する場所)を中心にオレンジゾーン(極めて慎重な開発検討を要する場所)とレッドゾーン(原則開発不可とするべき場所)を含んだ計画としておりますが、今後、動植物、生態系の調査を実施し、主に重要な動植物や生態系の上位種、典型種の生息・生育等の把握に努め、区域の設定にも反映させてまいります。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	1. 事業地選定に鳴門市におけるゾーニング結果に基づいた旨と説明されている(2-2-19(21)～)が、ゾーニング図のみが示されて評価プロセスが十分に示されておらず適確な判断ができないため、より詳細に説明を加えて欲しい。 理由は、決定のプロセスにおいて基準に用いたゾーニング図はもともと複数のレイヤー(評価指標)で構成され、各々の重み付けには時点更新や評価基準に検討の余地があるため、その旨がWWFからゾーニングの報告書に記載されている筈である。この点について説明が欲しい。	鳴門市HPにおける陸上風力ゾーニングマップ根拠資料によると、「本評価図においては、同一場に複数のゾーン(レッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーン)が重なっている場合、よりリスクが高い方のゾーンのみを表示することとしている」とされており、本事業に関しましては「慎重な立地検討を要すべき地域(イエローゾーン)」を中心に計画を行っております。
21	2. 事業地で環境影響が最も懸念されている事項の一つが渡り鳥への影響であるが、調査方法(4-2-27～)がこの懸念項目に十分に配慮するのに十分なのか説明が少なく判断が難しいため、最新の研究結果及び文献などを踏まえて十分に詳しく検討し説明を加えて頂きたい。	渡り等の調査地点は、対象事業実施区域及び周囲における渡りの飛翔状況を把握できる地点と想定して設置しております。また、実際の調査では、新たに視界の良い場所を発見した場合、地点数を増やす等、臨機応変に対応して精度の高い調査をするよう努めてまいります。 他の項目の調査につきましても、アセス法に基づいており、調査手法としては十分であると考えております。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	方法書についての環境の保全の見地からの意見ではないですが、要望です。 HPでのPDFが見えづらかった。拡大したらほぼ見えず、地図や内容を理解できなかった。できれば改善して欲しい。	方法書の電子縦覧では、PDFが見えづらいとのことと、ご迷惑をおかけいたしました。 準備書以降の手続きでは、PDFの閲覧について、改善するよう努めてまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	風力発電自体が時代遅れである。すでに、A4用紙位で数kWの発電が可能なものも出来ているし、他にも多くのフリーエネルギーが開発されており、数年もたたないうちに大きな粗大ゴミとなります。この事を知りながら建設を許す事は、大きな、町民に対しても県民・国民に対しての罪である。許可したものは責任をおうべきです。もし、廃棄処分になった場合、許可した者の財産及び給料を没収する、刑事、民事で訴えを起こします。覚悟する様に！！	年々、深刻化する温暖化の影響は、地域の自然環境や生活に影響を及ぼし始めています。こうした温暖化を抑止し、かつ地域のエネルギー自立につながることから、近年、太陽光や風力といった再生可能エネルギーに注目が集まっており、当社として再生可能エネルギーの普及拡大に本事業を通して貢献してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
24	電力はメガソーラーの 1/5 低周波で 30 キロ範囲の人は睡眠障害、頭痛、かすみ目に悩まされる。野鳥も被害にあい、熊・猪なども凶暴化して里におりてきて、暴れる。 再エネ賦課金が倍になった！民主党の時は電気代が下がると言っていましたね。再エネ賦課金はほとんど中国へ流れてます。 風力発電が壊れたり、会社が倒産した場合、撤去費は 1 台数億円。先にそのお金を町か県に預けて下さい！ 木もいっぱい切り現場までの道の木もたくさん切ります。日本人として山の神様に恥ずかしくないのですか。環境を壊して、住民を悲しませ、日本製は使わない。ただ高額補助金が欲しいだけですよね！風力発電、絶対にヤメて下さい。	再生可能エネルギーに限らず、各種の発電方法はそれぞれに課題はございますが、多様な電源を確保することが重要であると考えております。地政学リスクや、為替リスクのない純国産である風力という自然エネルギーを活用することによって将来的に電力価格の安定につながるものと考えております。 風力発電機の超低周波音等による影響については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。 また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施してまいります。 なお、周波数が 20～100Hz の低周波音については人の耳に聞こえる可聴音であるため、これらも含めた通常の騒音として調査、予測及び評価を実施してまいります。 近年、全国的にシカやイノシシの個体数が多い状況にあり、今まで見られなかった地域への生息域の拡大が原因と考えられます。 現在のところ、風力発電機の稼働が原因で、サル・シカ・イノシシ等の行動への影響が報告された事例は把握しておりませんが、地元の方に、そのような不安・懸念があることは認識しております。 引き続き、最新の知見の収集に努め、風力発電機による影響が明らかな際には誠実に対応してまいります。また、獣害に関して地元の方々や行政と意見交換をさせていただき、対策を検討してまいります。 また、本事業による土地の改変面積は必要最小限とし、森林伐採を可能な限り避けるよう事業計画を検討してまいります。 風力発電機の撤去等に関しまして、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁 2017 年 3 月)第 2 章第 5 節に記載の通り、解体に要する費用を積み立てる事が努力義務とされており、基本的には事業者が解体費用を確保することとなっております。 風力発電機については、現在国内に主要なメーカーが無いため、海外メーカーのものを採用する可能性が高いですが、慎重に検討してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	山に作る時は CO₂ を吸収して酸素を作る木を切ってしまう。本末転倒です。 洋上風力は風のエネルギーを風車を回すために使うので波がおこらなくなり、酸素が海水にまざらないので魚が住めなくなる。 鳥が風車に衝突して死んでしまう。低周波などにより人体に影響がある。生態系はこわれるし、電気代は上がるし、風車がこわれた時はだれがなおすのか。風力発電に断固反対！！	本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最低限とし、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 今後の現地調査において、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類やコウノトリ、渡り鳥の生息状況及び対象事業実施区域における利用状況等を把握してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。また、今後の手続きにおいて、それらの現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、希少猛禽類への影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう事業計画を適切に検討してまいります。 風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。 また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施してまいります。 なお、周波数が 20～100Hz の低周波音については人の耳に聞こえる可聴音であるため、これらも含めた通常の騒音として調査、予測及び評価を実施してまいります。その結果は準備書に記載してまいります。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	風力発電が壊れたり会社が倒産した場合、撤去費用一台数億円用、放置されても困るし町が撤去もできない。風力発電絶対反対！	「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁 2017 年 3 月)第 2 章第 5 節に記載の通り、解体に要する費用を積み立てる事が努力義務とされており、基本的には事業者が解体費用を確保することとなっていることから、風車の放置等のご懸念には当たらないと考えます。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	板野町の役場で、鳴門の風力発電の意見書を見つけました。電力がメガソーラーの 5 分の 1、低周波で 30 キロ範囲の方は睡眠障害、頭痛、かみみ目まで健康被害があるし、野鳥、鷲、鷹など、熊、猪など、凶暴化すると自然を破壊など何んにもいいことがないと思います。風力発電に断固反対します！！	今後、現地調査等により現況を把握するとともに、本事業の稼働による影響について予測・評価を行ってまいります。その結果は準備書に記載してまいります。 本事業の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討してまいります。

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	風力発電は人体に被害がある事は動画などで分かっています。壊れた時などの処分にしても費用がかかる問題もあります。絶対反対します。	「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁 2017 年 3 月)第 2 章第 5 節に記載の通り、解体に要する費用を積み立てる事が努力義務とされており、基本的には事業者が解体費用を確保することとなっていることから、風車の放置等のご懸念には当たらないと考えます。 今後、現地調査等により現況を把握するとともに、本事業の稼働による影響について予測・評価を行ってまいります。その結果は準備書に記載してまいります。 本事業の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討してまいります。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	大麻比古神社の奥宮峯神社が祀られている大麻山の景観について 徳島では大麻比古神社や霊峯大麻山のことを弥山さん、おおあささん、おおあさはんなど言って崇拜、愛されています。景観として極端な例えで富士山右側後ろに風力発電機が見えるようになるのとどの様に感じますか？そんな心境です。大麻山南側地域では伝統的な行事なども行われており、風力発電機が視認される可視地域、地図案内では判りにくく場所機未決定だが地図が作成できており見え方も推定できそう为主要な場所から大麻山と風力発電機がどの様に見えるか？イメージ写真など作成し、鳴門市民、大麻山が見える地域などへ見え方の広報、意見を聞くなど十分に周知対応して欲しい。大切にしている山、ふるさとの景色なんです。 以上	大麻山南側地域から大麻山を望む眺望については鳴門市へ事前相談を実施しており、いただいたご意見も踏まえ、方法書にお示ししている風力発電機の設置予定範囲を検討しております。 引き続き、大麻山を望む眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めるとともに、今後、現地調査を実施し、フォトモンタージュをお示ししながら丁寧な説明を実施するよう、努めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
30	鳴門市の市の鳥として指定されている国の特別天然記念物コウノトリ飛来、生息地、繁殖活動、影響など懸念について 鳴門コウノトリ鳥獣保護区は1年を通して常時生活している2015年から繁殖活動、鳴門板東ペア生息地、縄張りなどであり、毎年秋から春ごろに多数飛来し、数週間など一定期間滞在している地域はこの鳥獣保護区には含まれていない。鳥獣保護区を見て、ここは範囲外だからと判断しないで欲しい。2024年集計、足環によるコウノトリ飛来確認を行った結果、判定できた足環だけでも国内にて野外に生息している個体数の約3分の1程度が鳴門市内に飛来し滞在しています。もちろん同じ個体が複数回移動、飛来、滞在もしています。コウノトリを活用した鳴門ブランド認証戦略も行っています。 鳴門市内徳島県内へのコウノトリ飛来は兵庫県からが多く、香川県から阿讃山脈、讃岐山脈経由でやって来ます。れんこん畑、稲田、田んぼ、水路、ため池、河川などにて滞在。鳴門に降りずに淡路島からそのまま山脈経由で香川県へ他地域へ行くコウノトリも居ます。その逆ルートもあります。香川にも徳島同様にコウノトリが多数飛来、滞在しています。また、徳島と香川兵庫間のコウノトリ移動も多いです。風力発電機建設予定地はコウノトリの移動ルートでもあり、また、同様に希少鳥類なども移動しているルートです。風力発電機関連設備があることによる衝突事故など含め、負傷、事故なども予想されコウノトリ移動、繁殖活動への影響が出ないかととても懸念しています。 コウノトリを対象とした渡り、移動、飛来、滞在、エサ場など飛来、滞在、生息地や産卵子育てなど繁殖活動にも影響が出ないことを示す、調査内容や根拠とする様な数値などが見えてこない。コウノトリに対する影響など問題ないことを示す調査を行い、データを示して欲しい。また、コウノトリ巣からは風力発電機は見えるのだろうか？回転する時にでる音や周波数などはコウノトリには聞こえるのだろうか？繁殖活動に影響はあるのだろうか？鳴門市にて繁殖活動しているコウノトリ鳴門板東ペアは樋殿谷川、大谷川、板東谷川や、またその周辺地域にある稲田、れんこん畑などで餌を食べたり水浴びなどもしている。 産卵、ひな誕生して子育て時期には大麻町から北灘町や板野町大坂、板野町川端などの地域へも父親がエサを探しにエサをとりに行っている。移動、道中に風力発電機があることによる負傷や行動、大麻町内での建設予定地へ交通、工事関連に伴う作業が子育て、繁殖活動、生息地にも影響が出ないか心配している。また、工事車両、トラックなどお昼や順番待ち休息場所は環境影響調査対象地域以外の離れた場所なども予想され、コウノトリ生息地周辺道路にて行われることも懸念される。 コウノトリに対して風力発電機や作る工事に伴う作業により影響がでることを、とても心配しているので、視野を広げて検討、影響調査をして欲しい。 以上	鳥類調査では、対象事業実施区域及びその周囲を、可能な限り広域な範囲で調査し、コウノトリの生息・繁殖状況の把握に努めてまいります。 調査期間につきましては、工事前のコウノトリの生息・繁殖等の確認及び予測評価の結果によりますが、風力発電機の工事中・工事後の稼働時期の実施についても検討してまいります。 その結果は準備書に記載してまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	風力発電によって企業が売電によって儲かるかどうかと言えば、現在買取価格が初期の 40 円から現在 8 円。(16 円で厳しいと言われていた) 結局のところ建設時の賦課金が大きいため東急不動産に大きなお金が入るためにやりたいと不動産屋が思っているだけで、県民はこの事業のために電気料金の中からエネルギー課税として取られるだけ。この継続性の無い事業を県民の生活費を削りやる事業なのかと、疑問に思う。また、風力の羽などは国産のものが無く日本にメリットが無い。太陽光発電は天候に左右されるもので風力はその 5 分の 1 の発電力で太陽光より効率が悪い。この様なものを山々の木を伐採し、山をきりくずし造る必要があるのか疑問である。最近では大規模風力、太陽光発電は環境に優しくなく、むしろ悪いと言われ始めている。	再生可能エネルギーに限らず、各種の発電方法はそれぞれに課題はございますが、多様な電源を確保することが重要であると考えております。現在、電気代は様々な要因から高騰しておりますが、地政学リスクや、為替リスクのない純国産である風力という自然エネルギーの活用によって将来的に電力価格の安定につながるものと考えております。本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。風力発電機については、現在国内に主要なメーカーが無いため、海外メーカーのものを採用する可能性が高いですが、今後、発電効率も含めて検討してまいります。 今後も、引き続き地元の方と対話を重ね、より良い事業となるよう努めます。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	鳴門風力発電設置に反対します。(理由以下の通り) 1) ゾーニングに図示された貴社の可能と判断された場所について渡り鳥のコースに近く、台風若しくは強風にあおられて設置予定場所に入る可能性が高いため、バードストライクを心配しています。	渡り鳥調査については、集中飛来時期(春季・秋季)を対象に実施し、猛禽類等の鳥類の飛翔ルート of 把握に努めてまいります。 また、風力発電機によるバードストライクへの影響については、現地調査結果に基づき、予測評価を実施してまいります。 その結果は準備書に記載してまいります。
33	2) 夜の渡りの状況について調査する必要があると思われる。	渡り鳥の調査は、日中以外にも、日の出前、日没後を調査時間に加えており、夜間の録音調査を計画しており、できる限り、夜間も含めた渡り飛翔状況等の把握に努めてまいります。その結果は準備書に記載してまいります。
34	3) 鳴門市地域にはコウノトリが多数飛来しています。そのコウノトリの飛来ルートに影響があるのではないかと思います。	鳥類調査では、対象事業実施区域及びその周囲におけるコウノトリの飛翔、生息状況の把握に努めてまいります。 また、コウノトリの飛翔及び生息・繁殖状況が対象事業実施区域及びその周囲において確認された場合、調査結果に基づき、生息・繁殖及びバードストライクの影響について予測・評価を実施してまいります。 その結果は準備書に記載してまいります。
35	4) 風車設置前後の騒音の測定を予定すべきではないかと思えます。	今後、現地調査等により現況を把握するとともに、本事業の稼働による影響について予測・評価を行ってまいります。その結果は準備書に記載してまいります。 本事業の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討してまいります。 事後調査については、予測・評価の結果を踏まえて、実施の可否等について検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
36	土砂災害や景観破壊の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。 ■山地災害危険地区 風車設置予定の稜線の西側一帯と東側の半分は「崩壊土砂流出危険地区」です(方法書図 3.2-23)。「崩壊土砂流出危険地区」とは、土石流により災害の発生するおそれのある地区です。 対象事業実施区域の北側斜面は「山腹崩壊危険地区」です(同図)。「山腹崩壊危険地区」とは、山くずれや落石などにより災害が発生するおそれがある地区です。 特に、東地地区、鳥ヶ丸地区は土砂災害警戒区域に指定されています。風車設置予定の稜線の直下で発生する規模の大きな土石流がこれらの地区を襲う可能性があります。 また、北側斜面で起きる山くずれや落石は国道 11 号線を襲います。 風車設置予定の稜線の直下は遷急線です。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。 遷急線の近くの樹木を伐採したり、土地を改変することはたいへん危険です。土砂災害の素因を作る行為です。	今後、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。
37	■残土 残土を対象事業実施区域内で処理する場合、対象事業実施区域内の沢に土捨て場を造るようなことはやめてください。谷埋め盛土は危険です。	今後、工事計画等の検討を進める際には、切土量、盛土量、残土量等についても考慮し、事業実施による影響を極力低減できる計画を策定してまいります。 方法書においては残土の項目を選定しており、準備書段階において事業計画を基に残土の影響の予測及び評価を実施してまいります。
38	■大麻山県立自然公園 風車のように景観そのものを変えてしまうような構造物を自然公園内に設置することは、自然公園の趣旨に反するものです。反対します。 以上	本事業は大麻山県立自然公園の普通地域に風力発電機を設置する計画としていることから、関係機関へ相談を実施しながら事業計画の検討を進めております。 引き続き、景観に配慮した事業計画となるよう、関係機関へ適切に相談を行います。また、地域住民の皆さまにもご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
39	貴会社が計画をしている(仮)徳島鳴門風力発電事業は、ゾーニングで鳴門市一帯ほとんどがレッドゾーンであり、その中のわずかなイエローゾーンと呼ばれる地帯に最大9基もの風力発電機を建てることは、あまりに無謀な計画だと大きな懸念を抱いています。わたくしは、野鳥や野生動物などの動植物が人間の都合で生息地が奪われ続けていることに大きな危機感を持っています。空中で稼働し、超低周波音を出す風車は、野鳥やコウモリに多大な影響を与えることは避けられません。調査を行ったといってもわずかな期間、たった数日の調査で出された人間本位の基準イエローゾーンであり、そこは野鳥・コウモリの飛翔地帯であることは明らかなです。コウモリは人間にとって益獣です。 そして、この地帯はタカ渡りの地域として全国的にも有名であり、渡りのシーズンには全国から野鳥愛好家がたくさん訪れます。近年、風車によるバードストライクの映像が出ており、多くの被害が出ていることも報告されています。この鳴門タカ渡りルート地帯に9基もの風車が建つことはどれだけ多くの野鳥・コウモリに被害が出るか・・・を想像しますと、わたくしは強く反対せざるをえません。	鳴門市陸上風力ゾーニングマップ制定の主旨・経緯として、風況の優れた鳴門市において、本ゾーニングを地域の自然・社会環境に過度な負担を与えない再エネ(陸上風力)の立地可能な場所を明確にするもの、として制定されたと認識しております。 ゾーニングにつきまして評価が困難な地域を除く3パターンとなっております。当計画地はその3パターンの中で「慎重な立地検討を要すべき地域(イエローゾーン)」を中心に計画を行うことで、鳴門市における自然エネルギーの普及に寄与できると考えております。 今後、環境アセスメント手続きに則った現地調査・予測・評価を通して、環境への影響を極力低減できるよう事業計画を進めてまいります。 渡り鳥調査については、集中飛来時期(春季・秋季)を対象に実施し、猛禽類等の鳥類の飛翔ルートの把握に努めてまいります。 また、風力発電機によるバードストライク・バットストライクへの影響については、現地調査結果に基づき、予測・評価を実施してまいります。 その結果は準備書に記載してまいります。
40	また、自然の中に建設される風力発電事業は、広大な自然環境破壊になることが全国の風力発電立地の地元住民の方から報告があり、強く指摘されています。それは、風力発電の風車の立地場所だけの整地で留まらず、ブレードなど巨大な風車機材の運搬で立地地帯までの環境が道路拡幅などで“整備”という名の山林・森林破壊が起きているからです。伐採され削られた山林は元に戻らず、土砂崩れの危険性も指摘されています。 貴計画の9基もの風力発電の電気はどこに送られ消費されるのでしょうか？四国管内では伊方原発稼働しており電気は足りています。また国の再生可能エネルギー政策では、電力の発電量と消費量のバランスを保つために再生可能エネルギーによる発電を電力会社が一時的に止めるという本末転倒な仕組みが現実に行われている状況を見ますと、私達の貴重な鳴門地域の自然を犠牲にされては大変迷惑であります。どうか鳴門の風景、景観、自然環境を貴会社の利益のために壊さないでください。 (仮)徳島鳴門風力発電事業計画の見直しを切にお願い申し上げます。	今後、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定してまいります。 再生可能エネルギーに限らず、各種の発電方法はそれぞれに課題はございますが、多様な電源を確保することが重要であると考えております。 本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。 今後も、引き続き地元の方と対話を重ね、より良い事業となるよう努めてまいります。

○日刊新聞紙による公告

・徳島新聞（令和6年3月19日（火））

環境影響評価方法書の公表について（公告）
「環境影響評価法」に基づき、「仮称」徳島鳴門風力発電事業
環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 星野 浩明
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
二、対象事業の名称 種別 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大三万八千七百キロワット
三、対象事業実施区域 徳島県鳴門市北西部
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 徳島県鳴門市、板野郡板野町、香川県東かがわ市
五、縦覧の場所 徳島県庁環境管理課、鳴門市クリーンセンター、板野町役場
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和六年三月十九日（火）から
令和六年四月二十二日（月）まで
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和六年五月七日（火）までに左記のお問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
（鳴門市撫養町南浜字東浜一六五―一〇）
令和六年三月二十六日（火）十八時から
（板野町文化の館（板野郡板野町犬伏東谷一三―一））
令和六年三月二十七日（水）十八時から
八、お問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部
環境アセスメント担当
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
渋谷ソラスタ
電話〇三（六四五）二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・四国新聞（令和6年3月19日（火））

環境影響評価方法書の公表について（公告）
「環境影響評価法」に基づき、「仮称」徳島鳴門風力発電事業
環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 星野 浩明
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
二、対象事業の名称 種別 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大三万八千七百キロワット
三、対象事業実施区域 徳島県鳴門市北西部
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 徳島県鳴門市、板野郡板野町、香川県東かがわ市
五、縦覧の場所 徳島県庁環境政策課、東かがわ市引田公民館
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和六年三月十九日（火）から
令和六年四月二十二日（月）まで
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和六年五月七日（火）までに左記のお問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
（東かがわ市引田公民館（東かがわ市引田五二―一））
令和六年四月四日（木）十八時から
八、お問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部
環境アセスメント担当
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
渋谷ソラスタ
電話〇三（六四五）二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・ 広報なると 2024 年 3 月号掲載

市からのお知らせ
City_information

郵送先住所の記載がない場合、住所は「〒772-8501 熊鷹町南浜字東浜170」です。

募集
Recruit「広報なると」へ
広告を掲載しませんか？

図 秘書広報課 ☎684・1118

市では、自主財源の確保などを目的に「広報なると」に掲載する有料広告を募集しています。この機会に、ぜひ皆さんの会社やお店のPRにご活用ください。

ご興味のある方は、鳴門市有料広告掲載取扱要綱(右記二次元コード)をご確認の上、3月15日(金)までに秘書広報課へご連絡ください。



■主な仕様

- ▶ 体裁 A4判
- ▶ 発行時期 毎月1回(各月の1日)
- ▶ 配布地域 市内各世帯
- ▶ 広告掲載位置・規格

裏表紙の5段組下2段に、縦48^{センチ}×横86^{センチ}以内の広告枠を4枠設定。ただし、選定された広告数が4つ未満などの事情により、2つ以上の広告枠を合わせて1つの広告を掲載することも可能。

お知らせ
News

廃棄物の処分に無許可業者を利用しないでください

図 クリーンセンター廃棄物対策課 ☎683・7573

粗大ごみや廃家電(パソコンと家電リサイクル法対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機^{※1}を除く)、自転車を処分するときは、クリーンセンターへ直接持ち込むか下表の5業者に処理を依頼してください。

無許可の業者に収集や運搬を依頼すると、廃棄物処理法に抵触しますのでやめてください。

※1 リサイクル対象商品の処理方法は、販売店に問い合わせるか、市公式ウェブサイト(右記二次元コード)をご覧ください。



本市が許可している

一般廃棄物収集・運搬業者

(50音順)

(株)三幸クリーンサービスセンター	☎685・8818
ゼネラル産業(有)	☎687・2881
(有)鳴門クリーン	☎685・3075
(株)メイコークリーンサービス	☎688・0606
(有)矢野商会	☎689・1719

お知らせ
News「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」について
「風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧ができます

図 東急不動産株式会社 ☎03-6455-2690 (代表 受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

大 麻町板東、北灘折野において、東急不動産株式会社が計画している「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

- ▶ 縦覧書類 (仮称)徳島鳴門風力発電事業
環境影響評価方法書
- ▶ 縦覧期間 3月19日(火)～4月22日(月)
- ▶ 縦覧場所 環境政策課(グリーンセンター内)または
東急不動産株式会社ホームページ(右記二次元コード)



※環境政策課での縦覧は平日のみ。

■環境影響評価方法書についての説明会

- ▶ 日時 3月26日(火)午後6時～
- ▶ 場所 うずしお会館2階 第2会議室

■意見書の提出・問い合わせ先

環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所、氏名、内容を記載の上、3月19日(火)から5月7日(火)までに環境政策課に設置する意見箱へ投函するか、以下の担当へ郵送またはメールでご提出ください。郵送の場合は、5月7日(火)当日消印有効。



- ▶ 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部
風力発電事業開発部 環境アセスメント担当
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
渋谷ソラスト
メール：TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・広報いたの 2024 年 3 月号掲載

● 守ろう人権 みんなの幸せ ●

いたの すがお
2024年3月号

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧のお知らせ

鳴門市において、東急不動産株式会社が計画している「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

■縦覧書類 (仮称) 徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 板野町役場環境生活課

■インターネットによる公表: <https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>
(縦覧開始日より)

■縦覧期間 令和6年3月19日(火)～4月22日(月)

■意見受付期間

令和6年3月19日(火)～5月7日(火)

環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載のうえ、縦覧場所の意見箱へ投函くださるか、お問い合わせ先へ5月7日(火)(当日消印有効)までに郵送またはメールでご提出ください。

■環境影響評価方法書についての説明会

令和6年3月27日(水)午後6時より、板野町文化の館で開催いたします。

■意見書の提出およびお問い合わせ先

東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

風力発電事業開発部 環境アセスメント担当

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト

電話 03-6455-2690 (代表) Mail: TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

(土・日・祝日を除く午前9時30分～午後6時)



お知らせ

スポーツ / 文化活動 / ボランティア

団体活動のための補償制度

小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険



インターネットでかんたん加入

保険の詳しい内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。



本協会はスポーツ安全保険の運営を担っており、ご加入の際は、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「損害事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 電話 0120-233-801

后援 公益財団法人スポーツ安全協会 (平日9:00～17:00)

〈共同引受保険会社(令和6年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 損保ジャパン 火災水災 東京海上日動 日動火災 三井住友海上 AGC損害

加入区分・掛金(年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動	C	1,850円
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	64歳以下 B	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	個別活動型 A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
	C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW (64歳以下)	4,850円
	B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW (65歳以上)	5,000円
大人 (高校生以上)			

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
(注)C-B-CW-BW区分の年齢の判断は「令和6年4月1日」を基準とします。



公益財団法人スポーツ安全協会
<https://www.sportsanzen.org>

令和5年12月作成 J31C-006571

介護保険 給付費通知書の 送付回数変更

介護保険サービスを利用した人に、3カ月に一度「介護保険給付費通知書」を送付しています。
この通知書は介護保険サービスを利用した人にどのようなサービスを利用したか、利用したサービス費をどれくらい利用したかをお知らせし、確認していただくためのものです。
これまで、年度内で5月、8月、11月、翌年2月の計4回送付していましたが、6年度からは、8月と翌年2月の計2回の送付となります。

問合せ 長寿保健課 TEL 26-13360

障害者差別解消法が 変わります

4月1日から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。
「障害者差別解消法」では、行政機関や事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら「共に生きる社会（共生社会）」を実現することを目指しています。

問合せ 福祉課 TEL 26-11228

みどりの月間、アースデイ

平成元年度に制定された「みどりの日」にちなみ「国民一人一人が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」という趣旨から、4月15日から5月14日までの期間を「みどりの月間」と定めています。

また、4月22日はアースデイ(Earth Day)といって、地球や環境のことを考え、美しい自然環境に感謝する1日とされています。

身近な公園や自然地域において行われる多彩な行事に参加するなど、自然の良さを再確認するとともに、使い捨ての袋を使わない「マイバッグ運動」や無駄なガソリン消費を抑える「エコドライブ運動」など各目を取り組めることを実践してみたいかがでしょうか。



問合せ 環境衛生課 TEL 26-11226

「(仮称)徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

徳島県鳴門市において、東急不動産株式会社(仮称)が計画している「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

縦覧書類

(仮称)徳島鳴門風力発電事業

環境影響評価方法書

縦覧場所 引田公民館

インターネットによる公表

<https://tokyurene.com/news/tokushimaaruf2.html>

縦覧期間 4月22日(月)まで

意見受付期間 5月7日(火)まで

環境影響評価方法書の内容に対するご意見・質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函するか、問合せ先へ5月7日(火)当日消印有効までに郵送またはメールで提出してください。
環境影響評価方法書についての説明会 4月4日(木)18時から、引田公民館で開催します。

提出先

東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部
風力発電事業部 環境マネジメント担当
TEL 03-6444-2600(代表)
メール TLC.Assessment@tynd.co.jp
(土日祝日を除く9時から18時まで)

相続登記の義務化

不動産登記簿を見て土地・建物の所有者が直ちに判明しない、また判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律がスタートしました。

4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となりました。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

ポイント

4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内(9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、[法務省所管事項](#)で検索してください。

★相続登記に関する個別の事案については、[香川県司法書士会](#)

(TEL 0120-13-7832)で相談の予約ができます。

★相続登記の申請手続に関する案内(ハンドブック)は、[こちら](#)



法務省ホームページ

問合せ 高松法務局寒川出張所 TEL 43-48003

○インターネットによる「お知らせ」

- ・東急不動産株式会社 ホームページ



トップ ReENEとは 事業紹介 ポートフォリオ 新たな戦略 地域との共生

お知らせ

お問い合わせ

お知らせ

● [一覧へ戻る](#)

2024年3月1日

「（仮称）徳島鳴門風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「（仮称）徳島鳴門風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書の公表

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

方法書及び要約書は、令和6年3月19日（火）から令和6年5月7日（火）までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・徳島県庁 4階 環境管理課
- ・鳴門市クリーンセンター 3階 環境政策課
- ・板野町役場 1階 入口カウンター
- ・香川県庁 東館2階 環境政策課
- ・東かがわ市引田公民館

縦覧期間

令和6年3月19日(火)から令和6年5月7日(火)まで
※各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。また、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によるご提出もできます。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙\(PDF形式\)](#)

[意見記入用紙\(Word形式\)](#)

郵送受付期間

令和6年3月19日(火)から令和6年5月7日(火)まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和6年3月19日(火)から令和6年5月7日(火)まで

縦覧場所の意見書投函期間

令和6年3月19日(火)から令和6年5月7日(火)まで(各施設の開庁日及び時間に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

風力発電事業開発部 環境アセスメント担当

電話 03-6455-2690(土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- ・うずしお会館(徳島県鳴門市土佐町南浜東浜165-10)
令和6年3月26日(火)18時から20時まで
- ・板野町文化の館(徳島県板野郡板野町犬伏東谷13-1)
令和6年3月27日(水)18時から20時まで
- ・引田公民館(香川県東かがわ市引田513-1)
令和6年4月4日(木)18時から20時まで

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)



・徳島県 ホームページ



(仮称) 徳島鳴門風力発電事業環境影響評価方法書の公表及び縦覧等について

[Tweet](#) [LINEで通知](#)

東京不動産株式会社は、環境影響評価法に基づく(仮称)徳島鳴門風力発電事業環境影響評価方法書の公表を行っています。

URL: <https://tokyu-rene.com/news/tokushimanaruto2.html> (外部サイト)

また、次の機関において縦覧等を行っています。

縦覧の場所

1	徳島県環境管理課
2	鳴門市クリーンセンター環境政策課
3	板野町役場
4	香川県環境政策課
5	東かがわ市引田公民館

お問い合わせはこちら

生活環境部 環境管理課 土砂・環境影響担当

電話番号: 088-621-2294

FAX番号: 088-621-2847

メールアドレス: kankyokanrika@pref.tokushima.jp

あわせて読みたい

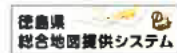
このページを見た方が、よく見ているページはこちら

- ・ [徳島県の環境影響評価審査官](#)

検索キーワードを入力 [検索](#)

> よくある質問と回答

関連リンク



- ・ [マリンサとくしま](#)
- ・ [とくしま県民生活基盤整備推進](#)
- ・ [とくしま3R推進ポータル](#)
- ・ [とくしま環境首都学校](#)
- ・ [吉野川流域推進会議](#)
- ・ [『とくしま回帰』住家対策総合支援センター](#)

・香川県 ホームページ

[防災・安全](#)
[健康・福祉](#)
[子育て・教育・スポーツ](#)
[文化・観光](#)
[くらし・環境](#)
[社会福祉](#)
[しごと・産業](#)
[県政情報](#)

[スマートフォン・ゆいあい定額](#)
[音声読み上げ](#)

[Foreign Language](#)
[言語を選択](#)

[検索の仕方](#)

[ホーム](#)
[県政から探す](#)
[環境政策](#)
[環境保全活動](#)
[環境影響評価制度](#)
[環境アセスメント](#)
[\(仮称\) 徳島鳴門風力発電事業](#)

[ツイート](#)
137回で共有

ページID: 46419 公開日: 2024年3月19日

(仮称) 徳島鳴門風力発電事業

名称	(仮称) 徳島鳴門風力発電事業
事業者	東急不動産株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	最大出力38,700kW (風力発電機の単機出力:4,300kW、基数:最大9機)
事業の実施区域	徳島県鳴門市北西部

環境アセスメントの主な手続き状況 (令和6年3月19日時点)

	環境アセスメントの主な手続き	時期
方法書手続	送付(事業者→知事)	令和6年3月18日
	公告・ 展覧	令和6年3月19日～令和6年4月22日
	住民等意見の提出(住民等→事業者)	令和6年3月19日～令和6年5月7日
	技術審査会への訪問	
	技術審査会の開催	
	技術審査会の答申	
	知事意見の送付	

Ⅰ 方法書は、下記事業者サイトからご覧いただけます。

・[東急不動産株式会社 \(外部サイトへリンク\)](#)

このページに関するお問い合わせ

環境政策部環境政策課

[お問い合わせフォーム](#)

観光・魅力情報

[県政テレビ番組](#)

[インターネット放送局](#)

[ソーシャルメディア](#)

ページトップへ

香川県

【法人番号】
9000020370002

〒760-8570 香川県高松市香町四丁目1番10号

代表電話: 087-831-1111

開庁時間: 月曜日～金曜日・午前三時30分～午後5時15分
(休日・年末年始を除く)

[サイトマップ](#)

[沿革サイト](#)

[このサイトについて](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[ご意見・お問合せ](#)

[広告について](#)

Copyright © 2020 Kagawa Prefectural Government. All rights reserved.

お 知 ら せ

「(仮称)徳島鳴門風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和6年3月19日(火)～4月22日(月)

なお、自主的に5月7日(火)まで縦覧いたします。

※施設の開庁日及び時間に準じます。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和6年3月19日(火)～5月7日(火)

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

風力発電事業開発部 環境アセスメント担当宛

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しております。

<https://tokyu-reene.com/news/tokushimanaruto2.html>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としております。

以 上

ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 令和6年5月7日（火）[当日消印有効]

令和 6 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

備考

- 1.意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
- なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 2.その他
- ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。